

令和5年度埼玉県製菓衛生師試験受験案内

1 実施日及び合格発表

内容	期日・時間	場所
試験	8月28日(月) 13:30~15:30 (13:00着席)	受験会場 さいたま共済会館 住所 さいたま市浦和区岸町7-5-14 ※会場の変更には応じられませんので、予めご了承ください。
受験願書 受付	【インターネットでの出願】 令和5年6月 5日(月) 8:30 ~6月30日(金) 23:59 ※2~3ページ参照	【出願先】 埼玉県電子申請・届出サービスで必要な事項を入力し、出願してください。出願ページは、保健医療政策課のホームページで案内します。
	【郵送での出願】 令和5年6月 5日(月) ~6月30日(金) ※3~4ページ参照	【出願先】※簡易書留のみ(消印有効) 〒270-1391 印西郵便局 私書箱7号 埼玉県製菓衛生師試験センター
受験票 発送	令和5年8月18日(金)まで ※上記の日を過ぎても、受験票が届かない場合は、右記問合せ先までお問合せください。	【受験票が届かない場合の問合せ先】 ○インターネットで出願した方 埼玉県保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当 048-830-3523 ○郵送で出願した方 埼玉県製菓衛生師試験センター 0476-36-7016
合格発表 (掲示)	10月5日(木) 10:00 ~10月6日(金) 17:00	埼玉県庁本庁舎1階南側エレベーター前に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者のみに合格証書を送付します。 ※合否の問合せには応じられません。
合格発表 (ホームページ)	10月5日(木) 10:00 ~11月6日(月) 17:00	埼玉県ホームページに合格者受験番号を掲載(下記のQRコードからアクセス)

<試験に関する案内・問合せ先>

■電話：0476-36-7016 埼玉県製菓衛生師試験センター(土日祝日を除く 9:00~17:00)

■埼玉県HP
(衛生試験の御案内)



■埼玉県HP
(製菓衛生師試験の御案内)



2 試験科目 (すべて4肢択一の筆記問題)

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論、製菓実技(製菓実技は「和菓子」、「洋菓子」、「製パン」の3つの中から1つを選択する。)の7科目 60問

<受験科目の一部免除について>

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級若しくは2級又はパン製造に係る特級、1級若しくは2級のいずれかの技能検定に合格した者は、申し出により試験科目のうち「製菓理論及び実技」の免除を受けることができます。

その場合、「製菓理論及び実技」を除いた試験科目で採点を行い、合否を判定します。免除された試験科目について、加点されるものではありません。試験時間は13:30~14:45になります。

*免除を希望する方は、事前に上記問合せ先までご相談ください。

3 受験資格(次の(1)又は(2)に該当する者)

(1) ①の学歴を有する者で②又は③に該当する者

① 学歴(次のいずれかに該当する者)

- ア 中学校卒業以上の者
- イ 旧制国民学校の高等科又は旧制中学校の2年の課程を修了した者
- ウ 上記のほか製菓衛生師法施行規則附則第2項各号に該当する者

<外国籍の方、外国の学校及び日本国内の外国人学校を卒業した方>

厚生労働大臣の認定が必要な場合があります。手続きに時間を要しますので、早めに埼玉県保健医療政策課(電話048-830-3523)に問い合わせてください。(4ページ参照)

- ② **製菓衛生師養成施設において1年以上**（2年制の養成施設において1年間履修した場合には、その1年間で受験に必要な科目を履修していること。）製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
 ※製菓衛生師養成施設は、厚生労働省ホームページに掲載されている「製菓衛生師養成施設一覧」より確認できます。
 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065164.html>)
 指定年月日により、この一覧の施設を卒業しても受験資格がない場合がありますし、逆にこの一覧になくても受験資格がある場合があります。卒業した養成施設に必ずご確認ください。
- ③ **2年以上菓子製造業に従事した者※**
 菓子製造業従事証明書の証明日現在で通算2年以上の従事期間があること。
 従事した施設が食品衛生法に基づく菓子製造業の許可（パン製造業を含む。）を得ている必要があります（国外は不可、飲食店営業の許可のみでは不可）。
 ※次の場合は、菓子製造業に従事した経験があるとは認めません。
 ・専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合（菓子の製造に従事しない事務員、運転手等）
 ・アルバイト、パート等として勤務している場合。
 なお、例外として、週4日以上かつ一日6時間以上又は週5日以上かつ一日5時間以上勤務している場合は職歴として認めます。

(2) 昭和41年12月26日現在、菓子製造業に従事していた者で、従事期間が3年を超えている者等

4 出願・受験までの流れ

(1) インターネットによる出願

1) 埼玉県電子申請・届出サービスのページで出願申込

(令和5年6月5日(月)8時30分～6月30日(金)23時59分)

埼玉県電子申請・届出サービスの所定のページで、必要な事項を入力し、申し込んでください。申し込みの際に、提出書類を電子ファイル化して添付していただきます。申込の詳細については、令和5年6月5日(月)8時30分から埼玉県保健医療政策課のホームページで御案内します。申込みが終わると、申込完了メールが届きます。

2) 提出書類

下記の書類を、PDF形式またはJPEG形式に電子ファイル化した電子データ、もしくは撮影をした画像データを出願フォームに添付することで提出してください。

<p>(1) 養成施設の卒業証明書 (製菓衛生師養成施設が 発行するもの 又は 菓子製造業従事証明書 (埼玉県HP掲載の様式))</p>	<p>受験資格によって①又は②のいずれかを提出すること。 ①養成施設卒業の場合 卒業証明書 *卒業証書ではありません。 製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を取得したものにあっては、その旨を証明する書類(単位履修証明)でも可。 ②菓子製造業従事の場合 菓子製造業従事証明書 埼玉県HPに掲載される様式を印刷し、受験案内・留意事項・記入例に則り、経営者(施設長)に全て記入してもらうこと。 <u>受験者本人は記入・訂正できません。</u> 証明者が複数の場合は、複数の証明書を提出してください。</p>
<p>(2) 右に該当する場合 戸籍抄本又は謄本 (発行後6か月以内のもの)</p>	<p>(1)の卒業証明書等の氏名又は菓子製造業従事証明書の氏名が、婚姻等により現在の氏名と異なる場合に提出すること。(証明書の氏名と現在の氏名のつながりが確認できること。)</p>
<p>(3) 技能検定合格証書</p>	<p>試験科目の一部免除を申し出る場合は、技能検定合格証書を提出すること。</p>

(注1) 令和4年度の埼玉県製菓衛生師試験受験票をお持ちの方は、(1)、(2)、(3)を省略できます。令和4年度受験票を提出してください。ただし、受験票の氏名が婚姻等で現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本又は謄本(発行後6か月以内の原本)も提出してください。(他県の受験票は不可)
 ※受験票を紛失した場合は、本人確認のできる公的証明書(運転免許証、健康保険証等)のコピーを提出してください。

3) 受験手数料の支払い

出願の申込み後、電子申請・届出サービスに記載の案内のとおり、受験手数料を支払ってください(クレジットカードまたはペイジーでのお支払いとなります)。

<p>○受験手数料 9,600円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込完了後、電子申請・届出サービスの「申込内容照会ページ」にログインし、お支払いください。 ・クレジットカード決済希望の方…【NTTデータ決済代行でお支払い】を選択 ・ペイジー(ネットバンキング)決済希望の方…【インターネットバンキングでお支払いされる方はこちらから】を選択 ・ペイジー(ATM使用)決済希望の方…「申込内容照会ページ」に記載の、収納機関番号、納付番号、確認番号納付区分を確認し、ATMでお支払いください。 ※支払い後の返金はできません。ご了承ください。
-------------------------------	--

3) 受験票データの交付（※紙の受験票はお送りしません）

受験手数料の支払い後、入金状況・申込内容を埼玉県が確認します。不備等が無い場合、出願の受理手続きを行います。入金していない場合は、受理手続きができません。
 手続き完了後、埼玉県から、受験票データを埼玉県電子申請・届出サービスのページにお送りします。受理完了・受験票データ交付の御案内メールを必ず確認してください。

4) 受験票データの印刷・受験

各自で受験票データを確認の上、印刷し、写真を貼付した受験票を、試験当日に持参してください。試験当日に受験票を持参していない又は受験票に写真を貼付していない場合は、受験ができませんので、注意してください。

※受験時に用意するもの

○ 写真	<ul style="list-style-type: none"> 縦4cm、横3cm、出願前6か月以内に撮影した無帽無背景上半身の正面向きの写真を受験票の下の写真票欄にのり付けしてください（スナップ写真不可）。 のり付けする前に、写真の裏面に必ず黒ボールペンで氏名を記入してください。
------	--

(2) 郵送による出願

1) 願書の取り寄せ（令和5年6月5日（月）～6月16日（金）※消印有効）

受験願書の配布は郵送のみです。県内保健所、県庁での配布はしていません。
 受験願書等を郵送で取り寄せてください。取り寄せ希望の封筒が届き次第、埼玉県製菓衛生師試験センターから受験願書等の書式をお送りします。

<受験願書の取り寄せ先> 〒270-1391 印西郵便局 私書箱7号 埼玉県製菓衛生師試験センター
--

※願書取り寄せ時に送付するもの

1 返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 送付先の住所を記載し、必ず、A4サイズの紙が入る封筒を送付してください（角形2号など）。
2 願書希望数等を記載した紙	<ul style="list-style-type: none"> 願書の希望数、氏名、連絡先（日中連絡が取れるもの）を記載した紙（書式問わず）を、封筒に入れて送付してください。 ※記載例：製菓衛生師試験願書〇部希望・埼玉 太郎・090-1234-5678・住所
3 返信用封筒に貼付する切手	<ul style="list-style-type: none"> 願書の希望数に応じて、必要な金額の切手（※下記参照）を、返信用封筒に貼付してください。金額が不足していた場合、願書をお送りできません。

※切手金額の目安

希望部数	金額
1部	140円
2部	210円
3～4部	250円
5～9部	390円

2) 出願（令和5年6月5日（月）～6月30日（金）※消印有効）

受験願書等に所定の内容を記入の上、下記の提出先に簡易書留郵便で提出してください。
 郵送する前に、提出書類を必ず確認してください。

<受験願書の提出先> 〒270-1391 印西郵便局 私書箱7号 埼玉県製菓衛生師試験センター
--

3) 提出書類等（受理した書類等は返却しません。）

(1) 受験願書	<ul style="list-style-type: none"> 黒ボールペンを使用し、楷書でていねいに記入してください。 本籍地、氏名、生年月日は、戸籍（外国籍の人は住民票）の記載どおり記入してください。 住所は実際にお住まいの住所を記入してください。（この住所宛に試験結果を発送します。） 受験資格によって①又は②のいずれかを提出すること。
(2) 養成施設の卒業証明書 製菓衛生師養成施設が 発行するもの 又は 菓子製造業従事証明書	①養成施設卒業の場合 卒業証明書の原本（コピー不可）*卒業証書ではありません。 製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を取得したものにあっては、その旨を証明する書類（単位履修証明）でも可。 ②菓子製造業従事の場合 菓子製造業従事証明書 受験案内・留意事項・記入例に則り、経営者（施設長）に全て記入してもらうこと。 受験者本人は記入・訂正できません。証明者が複数の場合は、様式をコピーして使用してください。
(3) 右に該当する場合 戸籍抄本又は謄本 （発行後6か月以内の原本）	(2)の卒業証明書等の氏名又は菓子製造業従事証明書の氏名が、婚姻等により現在の氏名と異なる場合に添付すること。（証明書の氏名と現在の氏名のつながりが確認できること。） *確認後、戸籍はお返しします。（注3）
(4) 写真票	出願6か月以内に正面上半身を無帽、無背景で撮影した縦4cm、横3cmの写真を貼り付けること。裏面に氏名を記入。スナップ写真は不可。
(5) 技能検定合格証書原本とそのコピー	試験科目の一部免除を申し出る場合は、技能検定合格証書原本とそのコピーを提出すること。 *確認後、原本はお返しします。（注3）
(6) 受験手数料 9,600円	埼玉県収入証紙9,600円分を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。
(7) 返信用封筒	願書受付後、受験票を郵送します。専用封筒（長形3号サイズ）に送り先の住所・宛名を記入し、84円切手を貼ってください。（注3）

(注2) 令和4年度の埼玉県製菓衛生師試験受験票をお持ちの方は、(2)、(3)、(5)を省略できます。令和4年度受験票を菓子製造業従事証明書の様式にのり付けして提出してください。ただし、受験票の氏名が婚姻等で現在の氏名と異なる場合は、戸籍抄本又は謄本(発行後6か月以内の原本)を提出してください。(他県の受験票は不可)

※受験票を紛失した場合は、本人確認のできる公的証明書(運転免許証、健康保険証等)のコピーを提出してください。

(注3) (3)、(5)についてはお返しします。(3)、(5)を提出した方は、(7)の返信用封筒、もしくは(3)、(5)の入る大きさの封筒に簡易書留代金を含む必要な金額分の切手を貼付し、住所・宛名を記載して、提出書類と一緒に送付してください。受験票と一緒に簡易書留にて返送します。(切手代不足の場合は、切手をお送りいただくことになります。)

5 菓子製造業従事証明書の記入方法について

菓子製造業従事証明書は、留意事項及び記入例をよく読んで証明者が記入してください。

*受験者は記入・訂正しないでください。

*受験者本人又は配偶者若しくは二親等以内の血族は証明できません。「証明することができない者は下記の図を参照してください。

6 身体に障害のある方の受験について

試験当日、試験会場において配慮を必要とする方は、願書提出前に埼玉県保健医療政策課(電話048-830-3523)にご相談ください。

7 その他注意事項

(1) 申込に関すること

- ・受験願書等の入力内容・提出書類に不備や不足がある場合は、受理できません。不備・不足の解消の為に、埼玉県が電話で問い合わせることがあります。受理できない場合、申込の取下げ又は受験願書一式を返送させていただくことがあります。
- ・上記を除き、受理した書類は一切返送しませんので御注意ください。
- ・受験の申込みに当たって、虚偽又は不正があった場合や試験中に不正行為が判明した場合は、受験を無効とします。試験実施後に判明した場合も同様です。

(2) 受験・合格発表に関すること

- ・試験会場には駐車場がありません。自動車での来場・送迎は御遠慮ください。近隣店舗等の駐車場に無断駐車した場合には、警察署に連絡します。
- ・試験日時、会場の変更等、試験の実施に係る情報については、埼玉県ホームページに掲載しますので、最新の情報を必ず確認してください。
- ・試験開始後30分以上遅刻した場合は、受験を認めません。

○ 外国籍の方、外国の学校を卒業した方、日本国内の外国人学校を卒業した方の必要書類

該当する方は、3ページの「提出書類等」に加えて以下の書類が必要です。

事前に受験資格を確認しますので、早めに埼玉県保健医療政策課にご相談ください。

*2ページの受験資格のうち(1)②に該当する方はAのみ、(1)③に該当する方は、B又はCの書類が必要となります(外国籍の方はAの書類も必要です)。

A	<外国籍の場合> ・国籍等表示のある住民票	発行から6か月以内の原本 令和4年度の受験票がある方も必要です。
B	<外国の学校を卒業した場合> ・最終学校の卒業証明書 ・所定の履歴書	卒業証書がある場合は、原本とそのコピー(確認後原本はお返しします。)日本語訳を添付すること。 卒業証書がない場合は、卒業した学校で卒業証明書を発行してもらってください。日本語訳を添付すること。 履歴書は所定の様式がありますので、お問い合わせください。
C	<日本国内の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育9年未満の卒業の場合> ・学力認定書	必要書類を提出して厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。埼玉県保健医療政策課が手続きの窓口になります。認定に時間がかかりますので、早めに埼玉県保健医療政策課にお問い合わせください。 願書受付までに認定が間に合わない場合は受験できません。

【菓子製造業従事証明書の証明することができない者】

